

矢板市空き店舗等対策事業支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商工会等が中心市街地活性化のため、空き店舗、空地、空き家（以下「空き店舗等」という。）を活用し、チャレンジショップ等を開業する場合の支援を行い、商店街の賑わいと地域経済の活性化に資するとともに、矢板市のイメージアップ及び市街地の防犯防災に資することを目的とする。

(交付対象者及び申請資格)

第2条 交付対象者及び申請資格は次に定めるとおりとする。ただし、市外の企業または個人事業主が市内に開業するために申請する場合は、開業する者が矢板市商工会に会員登録する場合に限る。

交付対象者	申請資格
1 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者及び個人事業主	1 市税の滞納がないこと。 2 矢板市商工会の会員であること。 3 その他市長が特に認める者
2 商工会、TMO及びこれらに準ずる団体	
3 その他市長が特に認める者	

(事業対象区域)

第3条 平成14年度矢板市中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地区域内及び隣接する範囲（区域を表す境界線が建築物上にある場合はその建築物を含み、道路・線路上にある場合は接する建築物を含む）とする。

(対象事業及び対象経費)

第4条 対象事業は、開業する目的で空き店舗等を取得または賃貸借し改装または新築するものとし、対象経費はその改装費用または新築費用とする。

2 改装または新築する場合は、次の要件を満たす場合のみ対象とする。

(1) 開業する者以外の者が改装または新築する場合は、開業する者の要望が反映された改装または新築となっていること。

(2) 空き店舗等の所有者と開業する者が署名した売買または賃貸借契約書等に、空き店舗等の所有者が店舗等を改装または新築する旨の記載がされていること。

(補助率及び補助限度額)

第5条 補助率は、対象事業費の2分の1以内とし、1件あたり100万円を限度とする。ただし、補助金額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第6条 矢板市空き店舗等対策事業支援補助金（以下「支援補助金」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請人という。」）は、矢板市空き店舗等対策事業支援補助金申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 新築又は改装に係る見積書
- (4) 新店舗の位置図及び改装前の写真
- (5) 誓約書（別記様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付を決定するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、市長は、補助金の交付決定通知書を（別記様式第3号）により、申請人に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完成した後において交付するものとする。補助事業者は、前項の規定により、補助金の交付を受けようとするときは、矢板市空き店舗等対策事業支援補助金交付請求書（別記様式第4号）に、次に掲げる書類を添え市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該補助事業が完了し、補助金の交付を受けたときは、市長の定める日までに矢板市空き店舗等対策事業支援補助金交付報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事契約書の写し及び関係領収書の写し
- (3) 完成後の店舗写真（外観及び内装）
- (4) 矢板市商工会の会員であることがわかる書類（商工会加入承諾書など）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第10条 市長は、次の各号に該当する場合は補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 第2条に該当しなくなったとき又は補助金の交付決定を取り消し、若し

くは変更したとき。

- (2) 開業(予定)日から起算して3年を経過するまでの間に新店舗を閉店し、又は閉鎖し又は売却したとき。ただし、倒産その他やむを得ない理由による場合はこの限りではない。

(事務処理)

第11条 この要綱に関する事務処理は、商工観光課が行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成30年7月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成31(2019)年4月1日から施行し、平成34(2022)年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式第1号（第6条関係）

年 月 日

矢板市長 様

補助事業者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名 印
(電 話)

年度矢板市空き店舗等対策事業支援補助金交付申請書

矢板市空き店舗等対策事業支援補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請いたします。

補助金の名称	年度矢板市空き店舗等対策事業支援補助金
補助金等の額	円
添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 見積書 (4) 新店舗の位置図及び改装前の写真 (5) 誓約書 (6) その他必要な書類

別記様式第4号（第10条関係）

誓約書

矢板市空き店舗等対策事業支援補助金の交付を申請するにあたり、矢板市空き店舗等対策事業支援補助金交付要綱第2条の規定に従って、矢板市で事業を継続することを誓約いたします。

なお、開業日（ 年 月 日）から3年を経過することなく新店舗を閉店し、又は閉鎖し又は売却することがあった場合、交付された補助金を返還することを誓約します。

年 月 日

矢板市長

様

申請者

住 所

氏 名

印

別記様式第3号（第7条関係）
矢板市指令商第 号

補助事業者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名

年 月 日付けで申請のあった 年度矢板市空き店舗等
対策事業支援補助金の交付については、次のとおり決定したので、矢板市空き
店舗等対策事業支援補助金交付要綱第7条により通知いたします。

年 月 日

矢板市長



補助金の名称	年度矢板市空き店舗等対策事業支援補助金
交付決定額	円
交付条件	(1) 交付決定事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること (2) 補助金に関する報告、実地検査の立ち合いを求められた場合には、これに応ずること (3) 当該補助金に関する書類は5年以上保管し、提示等を求められた場合には、これに応じること
交付に係る指示	

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

矢板市長 様

補助事業者 住所又は所在地
名称
氏名又は代表者名 印
(電話)

年度矢板市空き店舗等対策事業支援補助金交付請求書

年 月 日付け矢板市指令商第 号により交付決定のありました
年度矢板市空き店舗等対策事業支援補助金を矢板市空き店舗等対策事業支援補助金交付要綱第8条の規定により請求いたします。

記

- 1 助成金の名称 年度矢板市空き店舗等対策事業支援補助金
2 請求額 円
3 振込先

金融機関	銀行	支店
	金庫	支店
	信用組合	支店
	農業協同組合	支店
預金項目	1 普通預金	口座番号
	2 当座預金	
フリガナ		
口座名義人		

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

矢板市長 様

補助事業者 住所又は所在地
名 称
氏名又は代表者名 印
(電 話)

年度矢板市空き店舗等対策事業支援補助金実績報告書

年 月 日付け矢板市指令商第 号により交付決定のありました
年度矢板市空き店舗等対策事業支援補助金が完了しましたので、
矢板市空き店舗等対策事業支援補助金交付要綱第9条の規定により報告いたします。

補 助 金 の 名 称	年度矢板市空き店舗等対策事業支援補助金
補 助 金 額	円
補助事業の施行場所	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	(1) 収支決算書 (2) 工事請負契約書の写し (3) 関係領収書の写し (4) 完成後の店舗写真（外観、内装各1点以上） (5) 矢板市商工会の会員であることがわかる書類 (6) その他必要な書類